



第1号様式（第3条関係）

令和7年3月31日

（宛先）桜井市議会議長

桜井市議会議員 工藤 敏太郎



文 書 質 問 書

桜井市議会文書質問実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり質問します。

質問事項	今後の理事の役職について
質問内容	・令和7年4月1日から理事の役職が空席となったが、今後、理事の役職についてどのような対応を考えているのか。 ・理事の役割は、副市長、部長とどのように違うのか。必ず必要な役職か。 ・理事は、まちづくりの推進や県とのパイプ役として、県職員OBに就任してもらう役職と理解しているが、どうか。
回答者	市長